

○名寄地区衛生施設事務組合競争入札参加資格関係事務処理要綱

〔平成25年3月29日〕
訓令第7号

(趣旨)

第1条 名寄地区衛生施設事務組合が発注する工事の請負等、物品の購入及びその他の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「資格」という。）に関する事務処理については、法令等に別段の定めがあるものを除くほか、この訓令の定めるところによるものとする。

(他の規定の準用)

第2条 この訓令の施行に関し必要な事項については、名寄市競争入札参加資格関係事務処理要綱（平成18年名寄市訓令第55号）を準用する。この場合において「名寄市」とあるのは「名寄地区衛生施設事務組合」、「市長」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

附 則 (平成25年3月29日 訓令第7号)

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

